

第 1 6	休止中の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の再開の届出（新基準適合期限延長）（浮き屋根新基準適合期限延長）
--------------	---

21年改正省令附則第3条に定めるもののほか、休止中の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の再開の届出（新基準適合期限延長）及び休止中の特定屋外タンク貯蔵所の再開の届出（浮き屋根新基準適合期限延長）に必要な事項は、次のとおりとする。

1. 届出方法

屋外タンク貯蔵所1基毎に届け出すること。

2. 届出書の記載要領

申請書の記載要領は、第2編（P38～P39）を参照すること。

提出部数は、1部とすること。